

大泉東小学校保護者と先生の手会（PTA）規約

第1章 総則

（名称）

第1条 当会は、練馬区立大泉東小学校保護者と先生の手会（PTA）と称する。

（所在地）

第2条 当会の所在地は、練馬区立大泉東小学校（東京都練馬区東大泉1-22-1）内とする。

（目的）

第3条 当会は、子ども達のしあわせと健全な成長のために、保護者と先生とが力をあわせて、学校・家庭・社会の教育環境と教育条件の充実を目的とする。

2 前項の目的のもと、次の各号に掲げる方針に従い、会の活動を行うこととする。

- (1) 学級・地域での活動を中心に、会員同士が理解しあい、学びあうこと。
- (2) 保護者と先生とは、平等の権利と義務をもつ者としておたがいの立場を尊重しあい、力を出しあって会を運営すること。
- (3) 特定の政党・宗教の干渉や支配を受けることなく、当会の名前を利用した選挙活動を行わないこと。また、営利を目的とした行為は行わないこと。
- (4) 教育の問題で意見をのべたり、話しあったりするが、学校の管理や人事には干渉しないこと。
- (5) 当会と同じ目的で活動している他の団体および機関と協力すること。

第2章 会員

（入会）

第4条 当会の会員は、大泉東小学校に在籍する児童の保護者、またはこれにかかわる者（以下「P」という）と、大泉東小学校の教職員（以下「T」という）とする。

2 Pの入会に当たっては、当会の目的に賛同し、当会所定の様式による申込をするものとする。

（経費等の負担）

第5条 会員は、本会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退会）

第6条 Pの会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当会に対して予告をするものとする。

第3章 総会

（位置付け）

第7条 総会は全会員をもって構成され、当会の最高意思決定機関とする。

2 当会の予算・決算・活動方針など重要なことからの決定に当たっては、すべて総会にはかることを要する。

(開催)

第8条 定時総会は毎年年度初めに開催し、臨時総会は代表委員会が必要と認めたとき、また会員の1/5以上の要求があったときに開催することとする。

2 総会の成立定数は会員数の1/3以上とする。委任状がある場合においても会員数の1/6以上の出席を必要とする。

(議決)

第9条 議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

(書面総会)

第10条 書面総会は会員数の1/3以上の議決権行使書の提出があった場合に成立し、議決はその過半数の同意を必要とする。

2 書面総会での決議は原則として会員の書面、あるいは電磁的方法(電子メールの送信、ウェブサイトへのアップロード等)による議決権行使により議決するものとする。

3 書面総会を行う場合には、会員は役員に対し総会議案に対する質問をすることができる。この場合において役員は速やかにその回答する。

(総会議案の周知)

第11条 総会の議案は、開催の1週間前までに全会員に周知するものとする。

第4章 役員

(役員の種類)

第12条 本会の役員は次のとおりとし、「代表責任者」と称する。

会長 1名 (P)

副会長 3名以上 (P 2以上、副校長)

書記 3名以上 (P 2以上、T 1)

会計 2名以上 (P 1以上、T 1)

2 役員的人数は、代表委員会における議決権保有者の過半数を超えないこととする。

3 Tの中から各学年1名の代表委員を選出し、その中から書記、会計を選出し、さらに各委員会に若干名の先生を置くこととする。また、校長、副校長は必要に応じて各委員会に出席して意見をのべることができる。

(役員業務)

第13条 役員は次に掲げる業務に当たる。

(1) 会長は会を代表し、総会、代表委員会を招集し、会全体をまとめる。また、各委員会に出席して意見を述べるることができる。

(2) 会長は、必要に応じて、役員で構成される役員会(代表責任者会)を招集し、議長を務める。

(3) 副会長は会長をたすけて、会長に事故のあるときは代理を務める。

(4) 書記は総会、代表委員会、その他の会の通知を出し、議事を記録し、その他の事務処理を行う。

(5) 会計は、予算に基づいて会計事務を処理し、総会で決算報告する。

(役員任期等)

第14条 役員任期は、1年とするが、再任は妨げない(但し、副校長は除く)。

2 役員は他の役職を兼ねることができないが、特別委員会に関しては、このかぎりではない。

第5章 代表委員会

(代表委員会の位置づけ)

第15条 本会の総会の下に、代表委員会を置く。

※会の組織を整理して新規約上は第5章に集約。

(代表委員会の業務)

第16条 代表委員会は、総会の議決にもとづいて、この会の事務を運営し、各学年・各地域から出された問題について協議する。また、当会におかれる各委員会間の連絡調整を図り、総会に提出する議案を調整する。

(代表委員会の構成員)

第17条 代表委員会は、会長、副会長、書記、会計の他、学級代表委員、地域正副委員長、広報正副委員長、特別委員会が設置された場合はその正副委員長、校長、副校長、Tの代表により構成される。

2 前項に掲げる代表委員会の構成員は、代表委員会における議決権を有する。

(開催)

第18条 定例代表委員会は、毎学期1回以上開くこととする。また、臨時代表委員会は、会長が必要と認めたとき、または構成員の1/4以上の要求があったとき開くこととする。

2 代表委員会の成立定数は、議決権を持つ構成員の1/2以上とする。

(議決)

第19条 代表委員会における議決は、議決権を持つ出席者の過半数の同意を必要とする。

2 緊急の場合は、役員による協議を以って代表委員会の議決にかえることができる。

(議決権を持たない会員の出席)

第20条 すべての会員は、代表委員会に出席して意見をのべることができるが、議決権は有しない。

第6章 各委員会等

(当会に置かれる委員会等)

第21条 本会の業務を円滑に実施するため、学級PTA、地域PTA、広報委員会を置く。

(学級PTA)

第22条 当会の基礎となる単位として、各学級に学級PTAを置く。

2 学級PTAは先生と保護者とが学びあい、親睦を深めて、子どもたちの学習と生活の問題について話し合い解決していく。

3 学級PTAでは、学級PTAごとに会員の総意により、代表委員会の構成員となる学級代表委員を2名選出する。

(地域 PTA)

第 2 3 条 大泉東小学校の学区ごとに地域委員会を置く。

2 地域委員会は、子どもたちの校外生活の問題について話し合い解決していく。

3 地域委員会では、会員の総意により、代表委員会の構成員となる地域委員を若干名選出する。

(広報委員会)

第 2 4 条 当会に広報委員会を置く。

2 広報委員会の構成員は、各学年から 2 名程度選出する。

(特別委員会)

第 2 5 条 第 2 1 条に掲げるもののほか、本会の業務の遂行に当たって特別の必要がある場合には特別委員会を置くことができる。

2 前項の特別委員会の委員の選出方法は、代表委員会において決定する。

第 7 章 会 計

(会運営に必要な経費)

第 2 6 条 本会に必要な経費は、会員から徴収した会費をもってあてる。

(会計年度)

第 2 7 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり（翌年）3 月 3 1 日に終わる。

(会計監査委員の選任)

第 2 8 条 当会の経理を監査するために 3 名（P 2、T 1）の会計監査委員を置く。

(会計監査委員の任期等)

第 2 9 条 会計監査委員の任期は 1 年とする。また、他の役職との兼任をすることができない。

(会計監査委員の業務)

第 3 0 条 会計監査委員は、その年度の会計を監査し、結果を総会に報告する。

第 8 章 個人情報保護

第 3 1 条 本会が第 3 条に規定する目的の達成のため、本会の活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理について、個人情報取扱規程を別に定める。

第 9 章 規約の改廃

(規約改廃の手続)

第 3 2 条 この規約を改廃するときは、総会において出席者の 2 / 3 以上の賛成を必要とする。

第10章 雑則

(細則の制定)

- 第33条 当会の運営に必要な細則は、規約に反しない限り代表委員会で制定することができる。
- 2 前項の細則を制定・改廃した場合、次の総会に報告することとする。

第11章 附則

- 第34条 この規定は令和6年6月8日から施行する。

(改正履歴)

1956年 1月 1日制定・実施
1962年 5月18日改正
1966年12月 6日改正
1967年 6月27日改正
1968年 月 日改正
1975年12月 3日改正
1977年 5月17日改正
1980年 1月24日改正
1980年 5月19日改正
1981年 7月13日改正
1993年 3月 6日改正
2003年 3月 3日改正
2004年 5月24日改正
2006年 3月14日改正
2006年 5月23日改正
2008年 5月20日改正
2011年 2月22日改正
2018年 2月10日改正
2019年 2月 9日改正
2020年 2月 8日改正
2024年 2月10日改正
2024年 6月 7日全面改正
2024年 12月 7日改正

練馬区立大泉東小学校 PTA 業務細則

(令和 6 年 6 月 8 日 制定)

本会の業務の円滑な実施のため、規約第 3 3 条に基づき、以下の通り細則を定める。

【 1. 慶弔見舞 】

- (1) 児童 (イ) 死亡香料 10,000 円 又は花環、それに代わるもの。
(ロ) 傷病入院の見舞金 入院 1 ヶ月以上の場合 5,000 円
- (2) P 会 員 (イ) 死亡香料 10,000 円 又は花環、それに代わるもの。
(ロ) 特別の場合 (災害等を含む) は代表委員会の協議によりお見舞いする
- (3) T 会 員 (イ) 死亡香料 10,000 円 又は花環、それに代わるもの。
(ロ) 傷病入院の見舞金 入院 1 ヶ月以上の場合 5,000 円
(ハ) 配偶者死亡香料 5,000 円
(ニ) 父母子女死亡香料 5,000 円
- (4) その他の職員 死亡香料 5,000 円

【 2. 会費の徴収方法 】

PTA 会費の徴収方法はその年の状況を考慮して決める。

転入生は 1 年間を 4 期に分け、転入した月の当該期から会費を徴収する。

- ・第 1 期 (4~6 月) 年額 × 1
- ・第 2 期 (7~9 月) 年額 × 3/4
- ・第 3 期 (10~12 月) 年額 × 2/4
- ・第 4 期 (1~3 月) 年額 × 1/4

転出の場合は申出により、上記 4 期に基づき転出した月の翌期以降の額を返金する。

【 3. サークル 】

- (1) P T A 活動を、より活発にするとともに、会員相互の親睦を深める目的で、サークル活動を P T A 活動と認める。
- (2) 運営は、各サークルの責任において行い、代表委員会との連絡には、代表責任者があたる。

【 4. 表 彰 】

特別の功労のあったもの及び教師の転退職については (前例を参考にして) 代表委員会の協議により感謝の意を表す。

【 5. 本細則の改廃 】

この細則は、本会の規約に反しない限り代表委員会で設定、改廃することができる。ただし、

改廃があった場合は次の総会で報告することとする。

【 6. 附 則 】

この細則は、令和6年6月8日から施行する。

練馬区立大泉東小学校 PTA 会議運営細則

(令和 6 年 12 月 7 日 改定)

本会の総会、代表委員会、その他各委員会の円滑な運営のため、規約第 3 3 条に基づき、以下の通り細則を定める。

【 1. 総 会 】

定時総会では、次の事項を行う。

- ① 前年度の活動報告、承認
- ② 前年度の決算報告、監査報告、承認
- ③ 新年度活動方針案、承認
- ④ 次年度代表責任者と会計監査の報告、承認
- ⑤ 新年度予算案、承認
- ⑥ その他

定時総会及び臨時総会は原則書面総会にて行う。

【 2. 代表委員会 】

代表委員会は、総会に次ぐ議決機関として P T A 全般の運営、活動について審議する。その主な任務は次のとおり。

- 1 総会の議決にもとづく活動計画の運営、推進
- 2 各委員会から提案された事項の審議および承認
- 3 総会に提出する議案の作成
- 4 必要のあるときに特別委員会の設置
- 5 規約の手引きの設定、改廃
- 6 その他運営上必要と認めた事項の処理

代表委員会の議決権は、次の通り。

- ① 代表責任者：会長、副会長、書記、会計
- ② 学級：各 1 ③ 地域正副委員長：各 1 (計 2) ④ 広報正副委員長：各 1 (計 2)

【 3. 地域委員会 】

地域委員会は児童の郊外生活について議論し、解決していく。主な活動は以下の通り

- 1 児童館運営補助
- 2 青少年育成委員会としての活動
- 3 地域防犯（ひまわり 110 番、通学路点検等）に関わる活動

【 4. 役員の選出方法 】

① 代表責任者及び会計監査

次年度の代表責任者の候補者を、各学年（6年生を除く）から学級数以上選出する。その候補者たちで互選により、代表責任者と会計監査を内定する。代表責任者と会計監査が内定するまでに、候補者の変更追加があるときは、当事者はその旨を互選会に報告する。会長を除く代表責任者の人数については、候補者たちの厳密な合議により決定し、会員はそれを互選会に一任する。会計監査は、代表責任者経験者に限る（原則として、今年度代表責任者の中から次年度会計監査を選出する）。互選会は年度末の定時総会の10日前までに、役員に内定した者の名簿を代表委員会に提出する。互選会の世話役には代表責任者があたる。

年度末の定時総会で次年度の代表責任者と会計監査を報告し、承認を得て新年度(4月1日)からは新役員により運営がなされる。ただしTの役員は、年度初めの定時総会で報告する。

② 学級代表委員（学級PTA）

4月に行われる保護者会にて各学級から学級代表委員を2名選出する。

③ 地域代表委員（地域委員会）

地域では、2月末までに地域スタッフを選出し、その中から正、副委員長等を選出する。

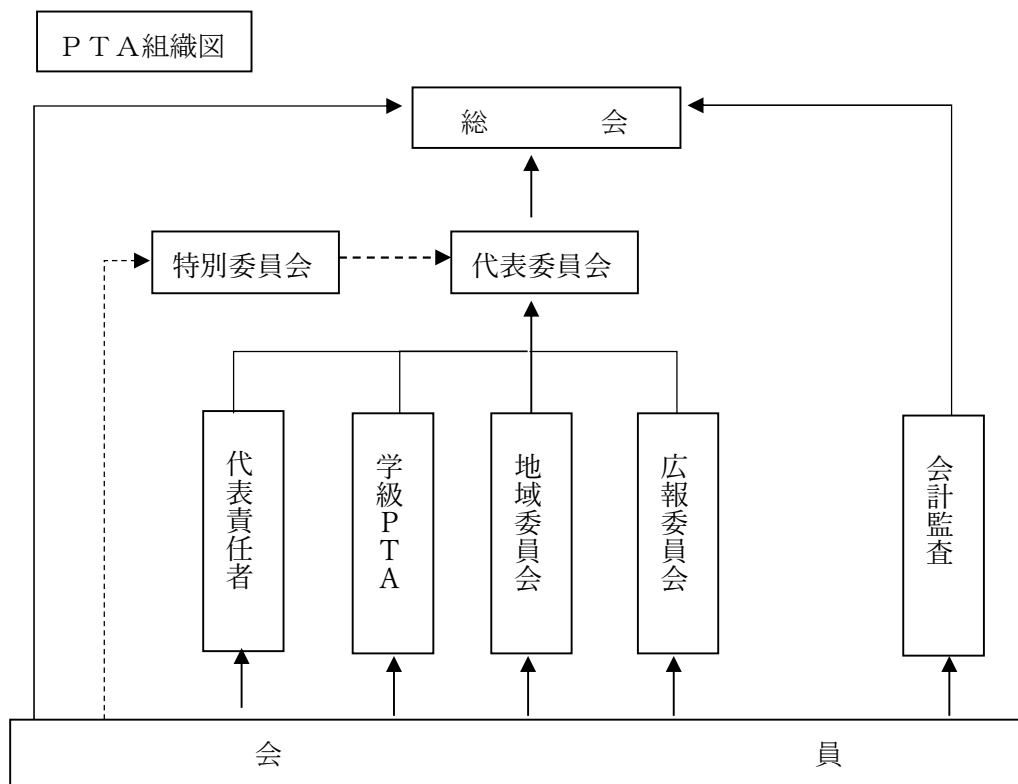
④ 広報委員会

年度内に次年度の広報委員を学年毎に学級数から1名以上選出し、その中から正、副委員長等を選出する。さらに4月に新1年生の学級数から1名以上と、定員に達していない場合には全学年から追加募集して選出する。

【 5. サークル 】

- サークルをつくる場合は、下記の必要事項を明記し、代表責任者に届け出る。
（但し、既存のサークルの重複は認めない。）
- 届出の際に必要な事項
 1. サークル名と主な活動内容（例：バレー・卓球等）
 2. 会員名簿、連絡係
 3. 運営方法（例：場所・日時等）
 4. その他
- 年度始めに、各サークルの合同の話し合いをもち、場所・日時等の連絡調整を行う。その世話には代表責任者があたる。
- 活動に要する諸経費は、各サークルで負担する。
- 事故がおきた場合についても各サークルで対処する。

- 学校の施設を使用する場合は、必ず前もって学校側の承諾を得て迷惑のかからないよう心がける。また、使用後は報告する。
- サークルを解散する時は連絡する。



【 6. 本細則の改廃 】

この細則は、本会の規約に反しない限り代表委員会で設定、改廃することができる。ただし、改廃があった場合は次の総会で報告することとする。

【 7. 附 則 】

この細則は、令和6年6月8日から施行し、令和6年12月7日に改定する。

練馬区立大泉東小学校 PTA 個人情報取扱規程

練馬区立大泉東小学校 PTA 規約第 3 1 条の規定に基づき、この規程を定める。

(目的)

第 1 条 この規程は、練馬区立大泉東小学校 PTA（以下、「本会」という。）が個人情報の取得、利用、提供および管理の適正を期するため、個人情報を取り扱う場合の基本的事項を定め、本会の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第 2 条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努める。

(守秘義務)

第 3 条 本会の活動に従事する者または従事していた者は、その活動において知りえた個人情報を他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

(規程の周知)

第 4 条 本会は、この規定を総会資料または配布等により、少なくとも毎年 1 回は会員に周知する。

(個人情報の取得)

第 5 条 本会は、会長または役員が「大泉東小 PTA 加入届」、「大泉東小 PTA 会員カード」等を、会員または会員になろうとする者から受理することにより、個人情報を取得する。

2 本会が会員から取得する個人情報は、児童および保護者の氏名、学年、学級、住所、電話番号、メールアドレスのほか、各種名簿の作成に必要な事項で本会の代表委員会において決定した事項とする。ただし、取得にあたっては本人が同意する事項とする。

3 要配慮個人情報については、あらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならない。

(同意の取り消し)

第 6 条 会員は、本会に対して個人情報の取得に同意した場合であっても、その後に個別またはすべての項目について同意を取り消すことができる。

2 前項の申し出があった場合、本会は遅滞なく該当する個人情報を削除または破棄しなければならない。ただし、既に会員に配布している名簿等については、会員に対して該当する個人情報の削除について周知することでこれに替えるものとする。

(個人情報の利用)

第 7 条 本会が保有する個人情報は、本会規約第 3 条の目的を達成するため、本会が活動を行うにあたり、次に掲げる項目に沿った利用を行うこととする。

(1) 会員名簿・委員会名簿をはじめとする各種名簿の作成

(2) 会議及び事業の開催、会報誌等の送付

(3) 会費の集金及び管理

(4) その他、総会または代表委員会において認められた項目

2 本会は、前項第 4 号により新たに認められた項目については、速やかにその利用目的を会員に周知または公表しなければならない。また、その利用目的が継続する場合は、遅滞なく前項

に定めることとする。

3 本会及び会員は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第1項に定める項目の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(個人情報の提供等)

第8条 本会及び会員は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に個人情報を提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上・児童の健全な育成の推進のために必要な場合

(4) 国、東京都、練馬区またはその委託を受けた者が、法令に定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(5) 役員に関するもので、国、東京都、練馬区またはこれらに準じる公共目的の団体または学校等が、PTAに関する事業または事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(6) 本会の事業等を実施する委託事業者に提供する場合

(7) その他、本会の事業を行うために必要で、総会または代表役員会で認めた場合

2 本会が個人情報を第三者に提供した場合は、次に掲げる項目について記録を作成し保管しなければならない。ただし、提供先が国、東京都、練馬区の場合はこの限りではない。

(1) 提供先である第三者の氏名、住所、電話番号等

(2) 提供した個人情報の項目及び件数

(3) 提供した理由

(4) 提供することに対し対象者の同意を得ている旨

(5) その他特に必要があると認めた項目

3 本会が第三者から個人情報の提供を受ける場合は、次に掲げる項目について確認を行わなければならない。

(1) 提供元である第三者の氏名、住所、電話番号

(2) 提供を受ける個人情報の項目及び件数

(3) 第三者が個人情報を取得した経緯

(4) 提供を受けることについて対象者の同意を得ている旨

(5) その他特に必要があると認めた項目

(個人情報の管理)

第9条 本会が取得した個人情報は、会長または会長が指定する役員が適正に管理する。

2 本会から配布を受けた各種名簿は、個々の会員が適正に管理する。

(個人情報の安全管理措置等)

第10条 本会は、取り扱う個人情報の漏洩、滅失または棄損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる。

2 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人情報を遅滞なく削除する。

(その他)

第11条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

(規程の改正)

第12条 この規程を改正するときは、代表委員会において決定を行う。

付 則

この規程は、令和6年6月8日から施行する。